

平成29年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成29年7月11日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月11日 午前9時30分 議長 籾 公一

散会 7月11日 午前11時27分 議長 籾 公一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番 麻植秀樹 9番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課主幹	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	笹山芳宏
勝浦病院事務局長	笠木義弘	出納室長	後藤信之
地方創生推進室長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例について

日程第5 議案第2号 平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 常任委員の選任

日程第8 特別委員会委員の選任

日程第9 小松島市外三町村衛生組合議員の選挙

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（筈 公一君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

会議に先立ちまして、このたび福岡県及び大分県を襲った豪雨により被災された方にお見舞い申し上げます。特にこのたびは、大きな川でなく、小さな谷川で発生した土石流で、流木により被害が拡大したと言われていています。勝浦町にも多くの谷川がありますが、今回の事例を教訓に対応を考えていかなければならないと思います。

それでは、会議を開きますが、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

7月1日，勝浦町で開催された婦人会ミニ運動会に私が出席しました。

7月6日，勝浦町で開催された四国大学との包括的連携協力に関する協定締結式に，美馬副議長，仙才議員と私が出席しました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，山田企画総務課長ほか関係各課長でございます。

なお，議案質疑対応のため，石木地方創生推進室長，筈住民課主幹が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成29年勝浦町マラソン議会若あゆ会議における会議録署名議員は，4番麻植議員，9番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

6月30日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程ではありますが、本日第一読会を、26日から28日にかけて一般質問を行い、28日に第二、第三読会を予定といたしておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、この若あゆ会議における第一読会での全ての議案審議は、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（笹 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第4、議案第1号、勝浦町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例について及び日程第5、議案第2号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成29年勝浦町マラソン議会若あゆ会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席をいただきまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町行政の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

さて、議会の通年会期制が導入されまして4年が経過をいたしました。議員の皆様方におかれましては、常日ごろから議会の活性化、開かれた議会を目指しまして議会

改革に取り組まれていることに対しましても、改めて敬意を表する次第でございます。今後とも、議会のさらなる活性化、ひいては町の活性化にご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

7月1日には、勝浦町町民体育館におきまして、勝浦町婦人会ミニ運動会が開催されました。運動会では、工夫を凝らした種目が企画をされておりまして、私自身も競技に参加をさせていただきまして、会員の皆様方と楽しい親睦を図ることができました。勝浦町婦人会の皆様方におかれましては、日ごろから町行政の発展のために何かとご尽力をいただいております。この場をおかりをいたしまして、改めて感謝を申し上げまするとともに、今後ともその活動にご支援をしてみたいと考えております。

7月4日には、本年度におきましての第1回となります勝浦町地方創生総合戦略会議を開催をいたしました。会議では、勝浦創生総合戦略につきまして、目標の達成状況等を事務局並びに事業の各担当課から重要業績評価指標記入シート（KPI）と検証シートをもとに説明を行いまして、ご出席をいただきました委員の皆様方からご意見をいただいたところでもございます。いろいろなご意見をいただいた中には、今後の地方創生事業の推進につながるようなものや、よりよい町行政運営に生かすことができるんでないかと考えるものも多数ございました。こうした会議におきましていただいたご意見を踏まえながら、今後とも地方創生事業がより大きな効果が上げることができるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

7月6日には、四国大学との包括連携協力に関する協定を締結をいたしました。この協定は、四国大学との包括的連携のもとで、相互に人的、知的資源の交流活用を図りながら、地域社会の総合的な発展と大学の学術研究の充実に資することを目的といたしまして、今後地域の課題解決、地域の再生、活性化に向けまして協力を行っていくものでございます。協定の内容につきましては、本町の地方創生の成果が上がるように、より大きなものになるようにと、大きな期待もいたしているところでもございます。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号、勝浦町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例についてであります。

この条例につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、勝浦町地域活性化センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

議案第2号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,125万8,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（節 公一君） 議案第1号及び第2号について町長の説明が終了しました。

議案第1号についての詳細説明を関係課長から求めます。

海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） おはようございます。

それでは、議案第1号、勝浦町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例案について詳細説明をいたします。

お手元の議案第1号で附箋が張ってありますのが訂正後ということでよろしく願います。

なお、変更点につきましては、第9条、使用料を条例で定めることに伴いまして、別表第1及び別表第2を追加いたしております。

それでは、説明をいたします。

第1条につきましては、町長から説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第2条は、このセンターの設置目的を定めており、その目的は、町内外との交流を促進し、誇りと活力ある地域づくりのための拠点施設としてセンターを設置いたします。

第3条は、センターの位置についての規定であり、勝浦町大字生名字太田44番地1に所在地を定めております。

第4条は、センターの目的を達成するための業務を定めたもので、第1号は観光交流及び移住に関すること、第2号は地域住民相互の交流及びコミュニティー活動を振

興すること、第3号は地域の資源を生かし活性化を図ること、第4号はセンターの目的を達成するために町長が必要と認める業務を規定しております。

第5条は、指定管理者制度によりセンターの管理運営について代行を認めるもので、町長は勝浦町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に規定する指定管理者に代行させることができる旨を定めたものです。

第6条は、センターを使用する際、あらかじめ町長の許可を必要となるものを定めた条文です。

第6条第2項は、センターの施設利用に当たり、必要ならば条件をつけて使用許可をすることを定めたものです。

第7条は、使用の不許可について規定したもので、第1号は公の秩序または善良の風俗に反するおそれがある場合、第2号は施設または附属設備を破損するおそれがある場合、第3号は他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがある場合、第4号は集团的に、また常習的に暴力的不法行為をおそれがある組織の利益になると認められる場合となっております。

第8条は、使用許可の変更、使用許可の取り消しまたは使用の中止命令ができる場合について規定したもので、第1号は使用者が使用を許可の条件に違反をした場合、第2号は使用者が偽って、または不正な手段を使って使用許可を受けた場合、第3号は使用者が条例または規則に違反した場合となっております。

第2項は、第1項で使用許可を変更、取り消し、または中止を命じたことにより損害が生じても、町は賠償責任がないことを定めたものです。

第9条は、センターの使用料について、別表第1及び別表第2で定めてございます。

資料1の図面を一緒に見ていただければというふうに思います。

資料1と別表1を見ながら説明をさせていただきます。

資料1で、多目的スペース1、約60平米と書いてございますが、これにつきましては、1時間当たりの使用料は200円と定めてございます。多目的スペース2につきましては、50平米と書いておりますが、これについては1時間当たり200円という使用料でございます。最後に、オープンキッチン、約20平米でございますが、これにつきましては、1時間当たり200円の使用料ということでございます。

別表2につきましては、1といたしまして、勝浦町民以外の者が使用するときは、基本使用料の50%増とする。ただし、ふるさと住民票登録者については適用しない。2として、営利目的または入場料を徴する催しに使用するときは、基本使用料を100%増しとする。3として、冷房または暖房装置を使用するときは、各施設1時間120円を加算するものとするということと、別表1、別表2に記載する使用料については、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含むものとするというところがございます。

続いて、9条の第2項についてでございますが、使用料の納付の時期について定めたものでございます。

第3項は、使用料の還付についてを定めたものです。

第4項は、指定管理者に代行させる場合の規定でございます。

第10条につきましては、公益上の理由等によりまして使用料の減免を規定したものです。

第11条は、使用者がセンターの施設等を毀損、滅失した場合に損害賠償の責任を定めておりますが、ただし書きで、損害が天災などのやむを得ない場合は、賠償責任の減免を規定しております。

第12条は、委任規定で、センターの管理に関し、条例以外の必要な事項を規則に委任するというところでございます。

附則でございますが、条例の施行期日を、予定しておりますセンターのオープニングの平成29年8月9日からとし、第2項では、本文第5条の指定管理者に管理運営を行わせる場合の読みかえを規定したものです。

最後に、12条につきまして資料2をごらんください。

これにつきましては、規則において定める主な内容についてご説明をいたします。

休館日につきましては、1、月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときには、その翌日ということです。

2番目として、12月29日から1月3日までを休館日と考えております。

続いて、開館時間につきまして、センターの開館時間につきましては、午前9時から午後5時まで、利用申請に基づきまして、午後10時までとしたところです。

使用料の免除につきましては、条例第10条の規定により、使用料を免除する場合の

基準といたしまして、1、町が主催または共催するとき、2、町の委託事業等に基づく主催事業で使用するとき、3、町長が認める地域活性化団体が会議などに使用するとき、4、町と協定を締結し、条例第4条に定める業務を行う団体が使用するとき、5として、その他町長が必要と認めたときというところを規則で定める、規則の改正中というところでご理解をいただけたらと思います。

以上で議案第1号の詳細説明とさせていただきます。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第2号について詳細説明を求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。

まず最初に、補正全体についてのご説明をさせていただきたいと思います。

まず、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入は、一般財源のみの補正になっております。

18款1項繰越金、補正額が825万8,000円の増額補正といたしております。

続きまして、歳出でございます。

3ページをごらんください。

2款総務費では、補正額625万円を増額補正するものでございます。内訳につきましては、1項総務管理費、補正額がマイナスの236万3,000円、2項企画費が補正額175万7,000円、3項徴税費が補正額685万6,000円でございます。

続きまして、4款衛生費では、補正額200万8,000円を増額補正するものでございまして、内訳につきましては、2項の清掃費で補正額200万8,000円でございます。

補正の内容につきましては、各担当課長からご説明をさせていただきますが、総務課関連の予算の詳細については、私のほうで、この説明をさせていただきたいと思っております。

事項別明細の3、歳出で説明をさせていただきますが、7ページのほうをお開きください。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費でございますが、補正額マイナスの236万3,000円でございます。これは、固定資産税課税漏れ等に伴う特別職の報酬減額関係によるものでございまして、町長給料の10%減額が4カ月、40%減額が6

カ月と副町長給料5%減額6カ月分に伴う給料及び共済費の減額の方でございます。

続きまして、下の段になりますが、2款総務費、2項企画費、1目企画費でございます。こちらは、補正額が175万7,000円でございます。こちらは、四国大学との包括的連携事業の推進に係る連携窓口といたしまして、地域おこしの支援を行う地域おこし協力隊の雇用、10月から3月分と予定しておりますが、これに係るものでございます。こちらにつきましては、19節の負担金補助及び交付金、この採用面接費補助金以外につきましては、特別交付税措置の対象となっております。内容といたしましては、主に隊員の給料及び社会保険料、それと隊員住居関係の賃借料、通信関係費用となっております。

以上、企画総務課関係の一般会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鄧 公一君） 続きまして、久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） それでは、説明の前に、まず資料の確認をお願いしたいと思います。

資料1、2としまして用紙ありますので、まずご確認をお願いしたいと思います。

それでは、税務課関係についてご説明申し上げます。

予算書では、7ページから8ページの2款総務費、3項徴税费、2目賦課徴収費となっております。

まず最初に、今回の補正予算についての目的及び事業概要についてご説明申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、平成26年度から28年度の固定資産税課税漏れ等がございましたが、既に全納していただいた方もおられますし、また現在納税方法等についてご相談中の方がおいでます。そういったことから、1名の方を除いては、ほぼご理解を得たというふうに考えております。ただ、平成25年から27年中の登記物件につきまして、昨年の9月に当時担当者を中心にして全件調査を実施しているようすけども、今年度に入りまして、課税誤り等の申し出が数件あったということから、今回再調査を実施して、俊敏で適正な対応を行うことによりまして、納税義務者の方々の信頼を得たいというふうに考えております。

また、課税の時効が5年であるということから、調査期間を平成23年からの登記物

件、土地家屋の両方ですけども、そこまで拡大して実施したいというふうに考えております。

次に、今回実施する再調査事務の流れをご説明したいと思います。

資料2をごらんください。

まず最初に、法務局から登記済み通知書電子データを今回購入予定の専用サーバーからパソコンに取り込みまして、そのデータを登記課税連携システムで処理しまして、そこから得られました成果品である不一致リスト、それをもとに、課税漏れ、あるいは課税誤りなどを税務課のほうで調査します。そこから得られた正しい情報を課税連携システムを通じまして、本町の課税基幹システムでありますミザリオにデータを送って、そこで処理をして、課税の異動処理が終了するという流れになります。ただ、その不一致リストの調査結果次第、課税漏れとか課税誤りの件数等ですけども、現在進めております来年1月1日の評価がえ、このスケジュールにも大きな影響が出ますので、専門的有識者の臨時雇用または委託による早急な対応が必要となることもあり得るというふうに想定しております。そのときには、議会には相談させていただきましても、10月前後の議会でさらなる補正予算を計上させていただくこともあるのかなというふうに考えております。

それでは、予算内容について、次に説明させていただきます。

資料1と2、両方を見ながら説明をしたいと思います。

それで、大きく分けまして、登記異動の再調査に関する費用、それと再発防止策としての費用、その他というふうになっておりまして、全て町単で実施をいたします。

まず、再調査費用ですけども、臨時雇用に要する経費としまして45万8,000円、合わせて計上しております。それから、データベース作成構成委託料、先ほど説明しました登記課税連携システムですけども、これは登記課税連携システムに徳島法務局からの登記異動情報をデータに取り込みまして、本町の課税基幹システムのミザリオとの連携が可能にするようなシステム構築をする作業、それと、これも先ほど説明しましたけども、不一致リストの作成と、そこらを委託するものです。これに216万円計上しております。それから、固定資産税連携構築費として、先ほどこれも言いましたけども、課税基幹システムミザリオですけども、登記連携システムからのデータを課税が可能にするシステム構築でございます。これに150万円計上しております。あ

と、法務局からの端末、それからシステムサーバー、これは法務局からデータを登記連携システムと連携するために必要な専用の端末でございます。これが、パソコン40万円とシステムサーバーが120万円というふうに計上しております。それから、時間外勤務手当を10万円、合計、調査費用に581万8,000円というふうになっております。

なお、今回この再調査を終了した後も、今回この補正で構築するシステムを利用してまして、今後についても法務局からの登記異動届をデータによって受領するというふうな予定としております。

次に、再発防止費用ですけれども、研修費用としまして17万6,000円を計上させていただきます。

最後に、その他としまして、臨時職員76万2,000円、通知書のブッキング作業委託費10万円、計86万2,000円を計上させていただきます。このうち、通知書ブッキング作業委託費についてですけれども、既に発送済みですけれども、各税の通知書の封印作業、これ事務の軽減のために一部の作業を派遣で対応させていただきまして、支払いも済ませております。ただ、この作業については、当初予算で計上しておりませんでしたので、時間外勤務手当から流用して対応していたために、今回補正予算を計上させていただきます。

以上です。

○議長（鄧 公一君） 続いて、藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） おはようございます。

それでは続きまして、住民課関係の補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案第2号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）。

8ページのほうをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、3目じんあい処理費で200万8,000円をお願いするものがございます。

今回提案させていただきます予算につきましては、立川にあります不燃物処理場のアルミ缶、またスチール缶などを圧縮処理する機械をオーバーホールするための経費でございます。この圧縮機につきましては、平成10年に購入されてから約20年

が経過しつつございます。これまで数年ごとの定期点検、小修繕などは行ってまいったところでございますが、最近になりまして、当圧縮機がスムーズな動きができなくなりつつあるということございまして、作業効率が悪く、また作業中の事故につながりかねないとの現場からのお話もございまして、急遽メーカーに点検を依頼したところでございます。その結果、早急なオーバーホールが必要であるということの報告をいただきまして、今回の補正予算をお願いするということになった次第でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（筈 公一君） 各課の詳細説明は終わりましたので、引き続いて総括質疑を行いたいと思いますが、まず議案第1号について質疑のある方はご発言お願いいたします。

活性化センターの設管条例についてですが、質疑ありませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 内容そのものでないんですが、駐車場のことを前指摘してあったと思うんですが、何人は入れるのかな、10台もあの前へ入れんのかな。やっぱりそこその会議規模であったら、横のよってネをずっと借らないかんというふうなことなんで、それもよってネの業務に差し支えあったらちょっと気分も悪いかなというんで、協議をしといたらというようなことなんですが、その後どういうふうなことになっておりますか。

○議長（筈 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在、JA東とくしまのほうとは、駐車場について今現在工事中のセンター駐車場からJAへの方向へ向けての移動については、県道側の駐車場の縁石を1台分だけ外すという形で、通行自体は、そういう形で最終施工を考えております。

また、この駐車場のセンターを利用する場合の利用についての話でございますが、やはりこういう催しがあると、こういう事業があるっていうことを事前にJAのほうに説明いたしまして、理解を求めながらということにはなるんですけども、やはり今後の産直市さんの駐車場との兼ね合いもありますし、土日でありますと、特に駐車場がいっぱいになっておるという現状から考えますと、ちょっと駐車場については今

後も検討をしていく必要があると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（大西一司君） ほんなら、まだJAのほうとは協議してないんですか。事前にそれもしとかなんだら、それは、いきなりに頼むでよったって、今からわかっとなやけん、きちっとお話しというたほうがええと思うんですが。

○産業交流課長（海川好史君） わかりました。事前に東とくしまのほうと駐車場についてはお願いするように協議を進めていきます。

○議長（笹 公一君） いいですか。

○10番（大西一司君） これは、そんで。

○議長（笹 公一君） ほかに。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） この間の会議でも休館日の話なんですけど、先ほどの駐車場の話もそうなんですけど、やっぱり月曜日が産直市休みなので、大きなイベントは月曜日にできるのに、なぜ月曜日に休館日を持ってきたのか、私もやっぱりまだ理解しかねるところがあります。

それから、ビッグひな祭りとか、さくら祭り、ホテルまつりのときは、産直市は月曜日もあけるわけですが、そのときはこちらもあけるっていうことになるのか、そんなんは、どんなことになってんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在、道の駅情報館については第4月曜日が休館日となっておりまして、第4月曜日につきましては、情報館とセンター、両施設が休館となって、情報提供等ができないというデメリットというのはあるわけでありまして、ただ、月曜日につきましては、よってネ市が閉店しているために、人の流れが非常に少ないというふうにご考慮をしております、センターへの機能の中に立ち寄り機能という部分もありますので、そういった機能を重視した場合に、よってネ市の閉店日と合わせたほうが、センターをよりご活用いただけるというふうにご考慮をしております、月曜日を休館日というふうな形で考えております。

なお、休館日につきましては、月曜日が休みで、よってネの駐車場が使いやすいというようなメリットもあるわけでありまして、休館日につきましては、今後センター

の利用状況を見ながら、必要があれば、休館日の変更等についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 産直市に寄った人が、人の流れでこのセンターを訪れるっていうことが、私、すごくイメージが持ちにくいんです。東側も、窓全部あくんかと思ったら、途中までで、中何しようか、あの窓枠で見えないかなと思うんですけど。そういうことで、人の流れであのセンターを利用するようになるんでしょうかね。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 施設のちょっと平面図も見ていただけたらとは思いますが、施設平面図の中で交流スペースという部分につきましては、東側が全部開口部というような形になっておりまして、基本的には、この交流スペースっていうところは無料で使えるスペースというふうにしてしておりますので、ある程度ご活用いただけるというふうに考えております。

○3番（美馬友子君） 東側は、情報コーナーのところですよね。そこしか出入りができませんよね。それで、交流スペースは下は壁なんで、窓は上だけやね。全面窓でなかったんで、見えづらいとは思いますが。それから、デッキのほうからも出入りできないし、デッキでたくさんの人が景色を見ながらというのを見て入ってくるっていうんだったら、私もわかるんですけど、何となくこのイメージからだったら、本当に人が流れてくるのかなっていうか、何かイベント的なことでないと流れてきにくいと思うんですが、ちょっと窓に工夫ができればよかったのになと思うんですけど、今さらでき上がってんであれなんですけど、そのためにどういうするという、これからいろいろ考えてほしいなと思います。

私は、以上です。

○議長（笹 公一君） 海川課長、今の。人の流れが来やすいように、何か工夫、今後考えることはあるかということ。

○産業交流課長（海川好史君） 施設完成して、また利用していきながら、センターを活用していただけるように工夫をしていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） いいですか。

10番。

○10番（大西一司君） それではもう一度。

利用申請に基づいて10時までということになっとなやけど、朝は9時から5時までということなんで、管理する人が利用申請に基づいてそのときそのときで対応するようになるんですか。おらないかんでしょう、最後まで、言うたら、10時まで。どのように対応するようにしとんですか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） センターについては、申請があれば10時まで開館するというなことで運用を考えておりますけれども、協力隊を含めた、センターのスタッフのシフト等も含めて、ある程度は対応したいなっていうふうに考えております。

また、利用申請につきましては、できれば5日前とかまでに申請をしていただけたらというふうに思います。

○議長（笹 公一君） はい、どうぞ。

○10番（大西一司君） わからんのやけど、基本的には管理する人は、協力隊にしる、5時までなんですか、勤務時間は。それで、申請があったときにそれに合わせて10時なら10時までここへおってくれるということなんですか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 基本は、開館時間については9時から5時というところで開館をしたいと考えておまして、5時以降の開館については、利用申請に基づいて施設をあけるっていうような形での運営を考えております。

○10番（大西一司君） 申請は5日前までというふうに提案。

○産業交流課長（海川好史君） 当日とか言われたら、留守番も含めたスタッフの対応がちょっと困難だろうというふうに考えておりますので、事前申請でお願いできたらというふうに考えています。

○10番（大西一司君） そんなん書いてない、これ。そんなんもちょっと要るんでないかな。

○産業交流課長（海川好史君） そのあたりについては、できたら規則等で、ある程度決めていきたいというふうに考えています。

○10番（大西一司君） はいはい、わかりました。

○議長（笹 公一君） ほかに。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 今の部分の関連にもなるかとは思いますが、現状で言えば、8月からのここの管理運営については活性化協会が行うっていういいんですかね。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 現在、活性化センターについては、町の施設ということで町が管理するということになります。実質上、活性化センターの職員も当然事務所を有しておりますし、町の協力隊についてもセンターでの勤務をしていただくというふうに考えておまして、活性化センターのスタッフ及び町の協力隊、町が雇用しとる協力隊とで管理と施設の運営あたりについてもお願いをしたいというふうに考えております。

○5番（松田貴志君） 現有のスタッフで言えば、活性化協会で雇ってる職員が何人おって、それ以外の今課長説明あった協力隊っていう方はどなたになるんですかね。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 活性化協会のスタッフについては、大友さんと長山さんになります、非常勤の方もおいでますけども。それと、町の協力隊っていうのが、今物産を担当していただいております渡邊さんというところとなっています。

○5番（松田貴志君） ほんなら、今交流館におる彼が、そのままあっちに籍を置くというふうになるっていうことでしょうか。

○産業交流課長（海川好史君） 一応、産業交流課のほうでも籍を置いとくんですが、メインの勤務先としては、センターのほうで仕事をしていただくというふうに考えています。

○5番（松田貴志君） ていうことは、ごめんなさい、町の建物で町が管理するってね、現状、今まだ指定管理へ出してない段階で、町が管理しているっていう段階で、その責任者という部分については、誰が責任を負うことになるんですか。いうたら、協力隊の彼しか、町から直接雇用されている人がその方だけになるじゃないですか。その場合の責任者ちゅうのは、どなたですか。誰が、いうたら、協会は間借りしておるわけじゃないですか。別に現状では管理者でも何でもないでしょう。その場合に、管理者は町が管理者やけど、誰が責任持ってその管理を行うっていういい

んですか。細かい話で、ごめんよ。ここらあたり、意外と大事なことなんかと、ちょっと思うんやけど。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 責任につきましては、町、産業交流課の管轄であると考えておまして、当然非常時には産業交流課で対応するということになります。

○5番（松田貴志君） これからの話なんですけどね、やっぱりそこらあたりって行政としてはきっちりしたほうがいいと思うし、できれば、いつときでも早く指定管理に出すなりして、やっぱり責任の明確化はしとくべきと思うんです。特に、活性化協会っていう団体が既に入ることになってるんだったら、もちろん想定はされると思うんですけど、そこらあたりのしっかりとしたタイムスケジュールも、また公募もかけないといけないじゃないですか。そこらあたりは、当初今回こういった第5条の部分も入っているんだったら、こういうことを想定してますよってという部分の説明をしてもらったほうが、こちらとしても安心できるんかなというんがあるんですけど、そこらあたりどうなってますか。

○産業交流課長（海川好史君） 現在、8月9日のオープンに向けて工事も進めて、準備も進めているところなんですけれども、施設の利用状況なり年間のランニングコストあたりを把握した上で、施設の年間にかかるコストを把握ができる段階で、早期に指定管理に移せるように準備を進めてまいりたいというふうに考えています。

○5番（松田貴志君） これは要望なんですけどね、それに伴って、活性化協会自体も、現状で事務局的なっちゃうか、まだ法人化もされていない段階で、やはり産業交流課から、役場の行政からは、ある程度距離を離れたほうが業務はしやすいようになると思うんです、フリーハンドを得て。また、ある程度連携はもちろん必要だと思うんですけど、そこらあたりも踏まえて、やっぱりこれからの活性化協会の法人化も含めての方向性も一緒に指定管理に関してはちょっと協議を進めていってほしいなと思います。その点について、意見があるなら、ちょっとお願いします。

○議長（笹 公一君） 課長。

○産業交流課長（海川好史君） 活性化協会につきましても、今は法人化ができておりませんが、法人化を目指して協会自体も進めていくことになるだろうというふうに考えておりますし、産業交流課としても、そういう方向で支援をしていきたいという

ふうに思っております。

また、指定管理につきましても、法人化の話もありますし、ある程度の年間経費の算出といったところが整った段階で、指定管理っていう方向がベターかなというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） いいですか。

○5番（松田貴志君） ごめんなさい、もういっちょ最後に、現状、町から補助金出してるじゃないですか、協会のほうに。そこらあたりって、まだまだ業務の内容が定まっていない。ある程度概算的な部分で、特に人件費について今回は補助金として出してると思うんですけど、ここらあたりに関しても、来年度に向けて、多分指定管理の中にも人件費も含まれる中で委託していくと思うんですけど、やはり業務の内容は、今ははっきり言うて、ごっつい広い部分をお任せするような形になると思いますけど、ちょっと現状、今のスタッフで果たしてそこまでの事業ができるんかなって、すごい心配しているんです。なんで、そこらあたりは、これから春に向けて事業を精査する中で、もうちょっと絞っていくなり、ほんまにあっかがすべきことは何かっていう部分についても、自分もこれから意見していきますし、しっかりと精査していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（笹 公一君） 答弁いいですか。

麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） ちょっと教えてください。

この中で、これは指定管理も先ほども言っていましたけど、指定管理に出す予定ですか、この建物は。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 指定管理を目指したいと考えてます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） そしたらね、ちょっとひとつあれやなと思うの、この設管条例で第9条の4の中で、最終的に第1項の規定により使用者が納付する料金を当該指定管理者の収入として収受をさせることができるということと、それと2つちょっと聞きますわ。それから、附則の2、2番ですね、2番で第5条の規定によりセンター

の管理及び運営を指定管理に行わせる場合は、第6条、7条、8条及び10条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読みかえるものとする、ものとする、することができるでなしに、ものするということは、決定事項ですわね。そうしますと、これ指定管理を行った場合、幾らかしか時間当たりの使用料がありますけれども、これを全て指定管理者に入り、町としては、箱は、物をつくったけれども、ずっと指定管理に対してのお金は支払われて、なおかつこの使用料も入るということによろしいですか。

○議長（笹 公一君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 指定管理が、議会の同意いただいて指定管理者を指定しますと、指定管理者に許認可、6条、7条、8条及び10条とありますけれども、この権限の「町長」というのを指定管理者にかわってすることができるということでありまして、また最後に指定管理者の収入として収受させることができるってことにつきましては、指定管理者の収入として、入として受け入れるようにするならば、これも踏まえた町からの指定管理料っていうような形で、そのあたりは入と出っていうような形を精査する中で指定管理料を決めていくことになるんだろうというふうに思いますが、今現在の段階で指定管理料、会場使用料の収入を直接指定管理者への収入とするかどうかっていうのは、これからの、他の公共施設が指定使用料と比較しながら、そこらの調整も図りながら、直接指定管理者の収入として入れていくかどうかっていうのは、これから決めていきたいというふうに考えています。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） 課長ね、これから決めていきたいっておっしゃるんじゃないけどね、一般の人みたいになってまうんやけど、ごめんよ。指定管理者の収入として収受をさせることができるようになってる。そしたら、管理料ちゅうんも払いの、この時間での使用料も払いの、ちょっと僕は、これもあれやけど、そういうことからいくと、6、7、8、10、「町長」とあるのは「指定管理者」と読みかえるものとする。これは、設管条例を見ますと、5条までは、ああそうやな、別に指定管理者でしようけん、結局どうしても丸投げ、設管条例にしても何にしても、この内容から最終の附則までちょっと見せてもうたら、完全なる運営も何も、お金にしても何にしても、全部丸投げみたいになっちゃうんよな。ほなけん、自分としてはいかなもんかなというところもあります。というのも、さっきこれ課長言うたときに、管理に関する

条例案って言うたんやな。案って僕は聞こえたんよな。ほなけん、ちょっと今言わせ  
てもうたけど。答弁要りません、もう一回再考していただきたいなと思います。

○議長（笹 公一君） 答弁。

ちょっと小休します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

先ほどの麻植議員に対する答弁で、補足説明。

課長。

○産業交流課長（海川好史君） 濟いません、施設使用料について指定管理者に収受  
させることができるということについての補足説明とさせていただきますが、そのこ  
とにつきましては、収入も当然受けるということ、当然ランニングコストというんは  
かかってきますし、光熱水費等の施設の維持経費っていうのもかかってくるという  
ところで、その中の一部として、当然入として使用料を受ける場合については、そうい  
った経費に当然充てていただくということになると思っています。

それとまた、会場使用料だけを入れたとしても、それだけで当然光熱水費なり施設  
の管理費全体が補えるわけでは、全然足りないというふうにも考えておりますので、  
それについては、今後年間の施設の運営経費というものがこれだけあって、収入とし  
ては会場使用料としてこんだけあるよというような話の中で差し引きした形で、これ  
ぐらいの指定管理料が必要になるんだろうというような話になってくるんだろうとい  
うふうに考えています。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） これもあれやけど、これから先を見てって、やっぱりある  
程度の予測ちゅうんを立ててからしていかなんだら、その場その場でどんどこどんど  
こ、今回今やったのは、電気料とかもろもろの足し前っち言いよったけど、それやっ  
たら、ある程度予測して指定管理料ちゅうんを積算していっとんやろう、するんやか  
らね。そこまでやっぱりある程度ちゃんと積算して行って、それから決めていかなん  
だら、町は、また住民は、住民からいただいた税金をやっと垂れ流し、何でも一緒や  
けど、していくようではいかんと思います。先に、ある程度ロングスパンじゃない

が、ずっと先の目測全部立てて積算して、それから逆算していくようにしてもらわな  
んだら、大変なことになると思います。委託料プラスアルファとか言いよったけん、  
よろしくをお願いします。アンサーは結構でございます。

○議長（笹 公一君） いいですか。きちっとしたスケジュールを立ててやっていっ  
てくださいということだと思いますんで。

ほかに。

国清議員。

○7番（国清一治君） 最初に質問すべきやったんだと思いますが、今回も訂正が出  
てきたんやけど、これは議長に事前に説明があったんですか。

○議長（笹 公一君） ありませんでした、今、きょう来てから。

○7番（国清一治君） いやあ、これね、私、附箋が張ってありますって、これいき  
なりきょう置かれとったんやけど、これかなり大きな修正やと思うんでな、私、事  
前に資料をもろうて、一番に資料のところを見たんやけど、「これは規則に定め  
る」。たった半行ぐらいのことで、これ規則も提示されてないけん、これ聞きようが  
ないなと思うたんやけど、まさかこんな大きな訂正が来るとは思わんのやけど、  
これ町長の提案説明せんとおかしいと思うんです。修正がある議案を説明する場合、  
やっぱり町長も一言ぐらい、これは修正がありますって言うとかなんたら、詳細説明  
で課長が訂正説明するっちゅうんおかしい。これは、理由も何も言うてない話なん  
で、何で僕が言うかって言うたら、3月に私一般質問したときに、余りにも議案の修  
正が大きいので、これから大きな修正がある場合は、理由書ぐらいつけてくださ  
いと、私要望したと思うんです。それが、何じゃ、これ大きな修正する自体がおかし  
のいから、これをひとつ議会も含んで、その場合は理由書ぐらいつけてくださ  
いって言ったと思うんですけど、町長に、そこらちょっと、私、3月の一般質問をあえてさ  
せてもうたときに言うたと思う。どうなんですかね、ここらは。

○議長（笹 公一君） 私も、きょう来て、初め見て、初めは規則で定めるってなっ  
とったのに、今度この中身になつとる、この理由は何かなっていうんは、後でちょっ  
と質問しようとは思ったんで、そこらあたり今国清議員が出ましたんで、町長、  
そこらあたり国清議員の質問に対して答弁をお願いします。

○町長（中田丑五郎君） ご指摘いただいたようなことも以前にございまして、議案

をしっかりと……。訂正やということは、非常に理事者側としては大変不適切なことでございますので、十分気をつけるというようにということでございましたけど、今回こうして訂正というようなことで、事前に十分関係者の議長を初め、議員の皆様方にも、私からもそうしたことを触れてなかったというようなことでございます。非常にその点につきましては、以前もご指摘いただいたことが十分守られていなかったというようなことにつきましてもおわびを申し上げまして、今後とも十分円滑な議事運営が図られますように、注意をして対応していきたいというようなことでございますので、どうか今回そういうことでございます。よろしくお願いします。

○7番（国清一治君）　ほんなら課長に聞くんやけんど、これいつわかって、規則委任を本条にはめたのか。これは、当然議長には説明しとかないかん。課によったら、この前もあつたんですけれども、家まで配ってきた人がおります。ここまでせんでも私はいいと思うんですけれども、やっぱり議案ちゅうんは非常に重要な……。これ事前に議員が勉強して、ここで、ここおかしい、質問せないかんていうんを持ってきとうときに、いきなり附箋張つたもんが、さらですよ。ほんなら、今まで来とつたん、何だったんなどということになりますので、これは変えた理由だけ簡単に言うて下さい。

○産業交流課長（海川好史君）　金曜日に、作成しております条例の部分に不備があるってということがわかりまして、早急に条例案の訂正をつくりかえたというところでございます。

○議長（笹　公一君）　わかりますか、ちょっとわからんけど。

○7番（国清一治君）　余り突っ込みよつたら、長くなるから言いませんが、関連でもう一つ言いますが、先ほど駐車場の問題を大西議員から質問があつたけど、これ非常に大事なこと。あの周辺、駐車場が足らんのです。これを今からJAに行つて、置かせてくれつて、2台や3台やつたらともかく。できるだけ交流センター、人を呼んで活動しようちゅう施設があるのに、駐車場を持っていない。これは、絶対周辺にやっぱり確保をせないかん。JAに協議するよりも、確保のほうに私は動いてもらいたい。そうでなかつたら、このセンターの意味もないし、よつてネにしても、今十分な余裕ありません。ひな祭りのときには、けんかになってました、はっきり言うて。うちへ来ん客を、なんでひな祭りの客がうちにとめるようになって、内間のけんか、こ

れもどっちがどっちか言えませんが。それぐらい時期によっては足らんです。桜まつりも同じです、道のあたりずっと置いてるぐらい。あのあたりを交流観光の拠点とするんやったら、町営の駐車場ぐらいは確保せなんだら、よその駐車場を貸してもらうとか、そんな小さな発想の施設でないと思いますので、駐車場確保に向けて、これは動いてほしいなと思ってます。

それと、この資料を見る限り、まだ規則ができていないということです。1カ月切っています。こんな議案で、規則に載せる事項やというのを僕初めて見たんやけど、規則において定める主な内容は、やっぱり規則は議決事項でないにしても、本条例委任がありますので、規則はやっぱりつけてこないかん。これは、再開までにつけていただきたい。

それともう一つ、はっきり不可欠なのが、町長が認める地域活性化団体、この場合は免除というふうになつとんで、この団体は、今わかっとうところで、どこどこあるんか。きょう言ってもらわなくても結構ですので、多分十何団体ぐらい出てくるんじゃないかと思う。これお金かかりますので、一々町長がここやったら、ほな免除するわというもんじゃないと思う。あらかじめ、この団体については地域活性化団体免除できるだろうっていうんをやっぱり示しておかないかん。これは、第二読会のときには、資料として規則とともに出していただきたい。これは、要望しておきます。1カ月切ってますのでね、再開のときには2週間後にはせないかんので、これはきちっとしとかないかんと思いますので、多分担当課困ると思いますので、それは第二読会までには出していただきたいと思います。

まだ言いたいことありますが、私は終わります。

○議長（節 公一君） 今3点のことについては、今の時点の答弁じゃなくて、次の再開の第二読会のときまでに資料をつくらせてええですか、規則の駐車場の構想と、それと団体。だけど、どうするかというようなことも……。

○7番（国清一治君） 確保せなんだら、あの一帯が駐車場が足らんです。やっぱり町はあんだけの施設するんだったら、駐車場は当然つけておかなんだら、今の前は、大体職員が置けるぐらいのスペースなんですよ。これは確保は必要だと思う。

○議長（節 公一君） 課長、そういうことで。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) なければ、議案第2号について総括質疑を行います。

補正予算ですが、質疑のある議員は発言をお願いします。

国清議員。

○7番(国清一治君) 1点だけ教えてもらいたいんですが、総務課関係で、地域協力隊を10月から3月まで雇用する予算が出とうと思うんやけど、これって新たに協力隊を募集するんですか、今の人が当たるんですか、そこらをちょっと。

○議長(節 公一君) 山田課長。

○企画総務課長(山田 徹君) 一応予定では、この議会で認められた以降に新しく募集をいたしまして、それで10月から雇用、採用というふうなことで進めたいと考えております。新規でございます。

○7番(国清一治君) わかりました。

○議長(節 公一君) ほかに。

3番美馬議員。

○3番(美馬友子君) 地域おこし関連なんですけども、四国大学との連携っていうことで、いろんなスキルが望まれていると思うんですけど、どんなことを要望しようと思っているんですか。

○議長(節 公一君) 山田課長。

○企画総務課長(山田 徹君) この前の協定締結式の中で、学長さんのほうからは、かなり幅広いことをご提言していただいております。そこまで一気にということにはちょっとならないかなと思いますが、以前にもお示ししていると思うんですけども、学生目線による観光マップの作成、町観光資源のブランド化の発見と、あとその資源を活用する仕組みづくりの提案やお遍路さんのイベント、インバウンド観光に展開する可能性とか、そこらがとりあえずは考えているところでございます。ただ、先ほども申しましたように、大学の学長さんからのお話もありますので、一応この前の課長会議でも、副町長のほうから、いろんなもの、各課で利用できるようなことを考えていかなければならないというふうな共通認識は持ったようなところでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 今後は、その募集は、この間も東京に行ったときに視察で寄らせてもらった地域おこし協力隊のところに行ったところに募集もかけるっていうことですか。

○議長（笹 公一君） 石木室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） ご答弁申し上げます。

募集のほうですが、ちょっと今まだ未定のところあります。今基本としましたら、今まで地域おこし協力隊っていうのが産業交流課のほうで主にした実績がありまして、基本はそれをまず踏襲ということで。あと、実はなかなか人が来ないかなという予想もされますので、幅広く募集を行いたいと考えております。今議員さんおっしゃっていただいた方法も検討の1つということで検討させていただきたいと思っておりますので、また何かとよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） フェイスブックにも載ったりしているんで、いろいろ勉強して、すてきな方を来ていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（笹 公一君） はい。

○3番（美馬友子君） 続いて済みません。

税のことなんですけど、今回再調査で600万円で町の信頼を戻すっていうところなんですけど、このシステムを導入すると、次年度からもデータでいただくので、事務処理が時短できるとか、そういうことにも使えるっていうことですか。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 今回のシステムは、まず先ほど説明したとおり、再調査に必要なシステムの構築です。その後、再調査が終わりましたら、この前の熟尽会議でもご説明申し上げましたけども、法務局からの今まで異動届は、取りに行って、紙でもらっておったやつをデータでいただくというふうになりますので、そのデータベースというか、システムの構築にも今回のものが役立って使えるということで、これが終わった後、引き続き使えます。ただ、来年からは、それを使ってやれば、年間40万円、50万円の使用料がかかるということです。既存の今システムはあるんですけ

ど、それを勝浦町用に直すというふうに捉えていただけたらと思います。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） どれぐらいの事務軽減ができるんかなって思ったんですけど、来年までもは考えてないということですか、40万円の使用料がかかるんで。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） ほなけん、再調査が終わったら、そのまま今度このシステムが来年からの法務局からデータをいただくものに役立ちますので、それに使います。ただ、それによって事務が軽減されるかどうかという事は微妙なとこです。ただ、今回の事故の再発防止には、非常に大きな力を発揮するんだと思ってます。だけん、機械を入れて、向こうからもらえば、それで全部終わりじゃなしに、そこからやっぱり確認作業であったり、もしかすると、今まで以上に手間がかかる可能性もなきにしもあらずです、それは。それは、今後もし事務が複雑になっても、今回のことがあったんで、やっぱり絶対二度とあってはいけないことなので、少々手間がかかっても、これはやるつもりでおります。

○議長（笹 公一君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 再発防止にはつながるってことで理解しとっていいんですね。

○議長（笹 公一君） 課長，答弁。

○税務課長（久木喜仁君） そのように必ずしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○3番（美馬友子君） それと引き続いて、衛生費のことなんですけど、圧縮機ってすごく高級なんですか、20年ぐらい使用して。今後広域のごみ処理場ができるまで、この修繕費で事故防止の予防のためにということで大丈夫なんでしょうかという点をお願いします。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 費用とかコストの話になろうかと思います。

まず、この施設につきましては、7月1日付で住民課長の兼務をいただきましたが、先週の火曜日に現場のほうに私も行ってまいりまして、ほんと作業をされてる方おいでますので、直接お話もさせていただきました。当時、平成10年度の施設という

ことで、これオーダーメイドでしてます。当時の契約書なんぞを確認しましたところ大体800万円かかってます。これを新規に同じような機械を新たに新設するとすると、大体1,500万円ぐらい要ると。それと、さらに今の部分を撤去して、また新設するというので、さらに500万円程度要るんだろうなということで、概算ですけど、大体2,000万円ぐらい、今のものと同じものを入れるとすると、かかるだろうと。あと、既製品もあるようなんですけども、これにつきましては、さらに高くて、2,000万円から4,000万円かかるということで、今後、先ほど議員からもおっしゃられました、地元での協議が調った後、大体9年程度で新たな広域ごみ処理施設が稼働するとすると、10年後には、ひょっとしたら要らなくなる施設かもわからないということで、その間のコストからいえば、今の施設を修繕、大規模修繕になろうと思えます。ただ、オーバーホールして、部品なども取りかえるということですので、ある一定程度の期間は見込める。ただ、業者としては、今回修理したから何年もちますという明言はできないということなんですけど、今まで大規模な修理をしたことがない、定期点検とか小規模修繕はしてきたけども、大規模はしてないという、今までの形からすると、ある一定程度の期間の稼働というか、それは見込めるんでないかなと。それと、先ほども申しましたように、今従業員の方が作業されてる、非常に動きの悪い機械を今までの経験値で動かされているということもありますので、この安全性のほうをまず第一かなと。事故起こってからでは遅いので、早急に対応する必要があるだろうということで、今回こういった形での予算をお願いしたいということでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（節 公一君） ほかに。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 事故が起こる前に、この予算だったら、すごく安全管理のためには必要なことと思っております。定期検査もされてきたし、大事に使われたんではないかなって思うんで、安全のために修繕は必要かなって、私は思いました。

以上です。

○議長（節 公一君） ほかに。

ほな、仙才さん早かったんで、あれですが。

1 番仙才議員。

○1 番（仙才 守君） 念のためにですけど、先ほどのシステムのことなんですが、来年から登記済みのデータが、今まで紙で来てたのが、データでもらうようにするということですね。年間、何件くらいを想定しているんでしょうか。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 濟いません、ちょっと詳しい件数はわからないんですけども、手元に持ってませんけども、筆数で……。ちょっとほな終了後、またお答えさせていただいたんでよろしいでしょうか。

○議長（笹 公一君） ほな、きょうの会議が終わるまでにとということで、そういうことで、それでよろしいでしょうか。

10番大西議員。

○10 番（大西一司君） 税金の今再調査と再発防止、これは非常に大事なことで注目されとると思うんじゃないけど、こういうシステムで、連携運用フローっていう、この流れで完璧にできるっていうことで、いろいろこれだけの経費投入してやられると思うんですが、23年、あれが5年で時効ということなんで、それ目いっぱい、23年度にさかのぼって調べるのを調べて、出てきたやつ全部きっちり整理するということがよろしいんですね、まずは。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○10 番（大西一司君） 聞きよるんよ。

○税務課長（久木喜仁君） 調査は、平成23年にさかのぼって調査を行います。それについても、今回のような大きな事故はまずあり得ないと思ってますけども、やっぱり少々のミスはあると思いますので。そういうことでよろしいでしょうか。

○10 番（大西一司君） いやいや、だからそれもきっちり徴収をするわけでしょう、5年が時効ということやったら。

○税務課長（久木喜仁君） もちろん、それは今回の課税漏れ、課税誤りと同じように、家のほうに出向いて行って、説明なりは必要だというふうに思っています。

○10 番（大西一司君） 5年間いけるんだったら、きっちりそれは新しいん出てきたら対応せないかんと思う。

○税務課長（久木喜仁君） はい、それはやります。

○10番（大西一司君） きっちりやってほしい。

それと、やっぱり大事なものは、この再発防止にもうちょっと具体的に、こういったことでちゃんと対応できますっていうような、今の3番議員とのやりとりではちょっと、やりますだけでは納得できないので、一般質問これ大分やると思うんで、そこら辺ちょっと課長、きっちり答弁、間違いなしに再発防止、これで完璧にできますっていうようなことで、ぜひ。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 今回の事故については、まず起こり得るはずがないことが起こってしまったということで、非常に特異なケースだと思います。ただ、熟議会でも言ったように、この機械も入れるんですけども、まず税務課のほうでダブルチェックなり、そういった体制をとるということで。今ダブルチェックと言いながら、固定資産の知識のある者が非常に少ないんですので、今回研修なんか行って、担当とともに副担当も研修をするということで、ミスを早急に発見できる体制を整えたりとか、もちろん私も十分課税のときにはチェックをしたいというふうに思っておりますし、これ税務課に限らずと思うんですけども、やっぱり仕事に対する姿勢、そういったことも、この固定資産にかかわらず、正していきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（大西一司君） ほかの件も関してやけどね。

一般質問で、そういう答弁をきっちり、もうちょっと詳細にわたって期待をしております。

終わり。

○議長（笹 公一君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 関連ですが、地番、地目、地籍に詳しい人がちゃんとチェックしてほしいと思います。先日も、登記所へ行って、古い物件に関して登記できますかって言ったら、若い子ができてませんっていうて、これは登記できてませんって言って、登記してくださいっていうことで登記にかかって、それを提出したら、チェックする超ベテランの人が出てきて、これ登記できてますっていうんです。だけど、地番、地目のところで、正確にはタカビラキなのに、登記するときにタカタって

いうふうに登記してたんで、パソコンでははじかれて、出てこなかったと。ただし、番号があったんで、それで確認すると、できてた。若い職員は、コンピューターではじかれているから、登記できてませんって、簡単に言うわけです。だけど、超ベテランのチェックの人にかかれば、ああこれは誤った記載で登記してたんで、実際にはない地籍、地番の登記になってるから、コンピューターにはじかれているっていうこともあったんで、チェックできる能力のある人をきちっと配置しなければ、なかなかコンピューターではじかれて、できていないということに関しては正確にできないということを経験しましたので、勝浦町の地番、地目、地籍にぜひ詳しいベテランの人が最終チェックするような体制をぜひとっていただきたいと思います。登記所でも、そういうことがありましたので、法務局でも。

以上です。

○議長（鄧 公一君） 今のことは、ちょっと非常に大事なことで、私も関連で後で聞こうと思うとったんですが、いわゆる法務局のデータに入っていないものをどうするか。入ったとしても、今言うたようなことがあるんで、そこらあたりのことに関して、課長、ちょっと答弁、井出さんのも含めて。ベテランの人を配置、それか担当、チェックお願いしたいということと。

久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 知識のあるベテランということですけども、現在私もひくくめて、課長補佐も、この4月に来たばかりが実情でございます。私も、以前、大分昔ですけども、税務課に4年おりましたので、ある程度は知識があるつもりでおりますけども、その次の担当者、それから今考えておるのは、さっき言うたように、副担当のほうにも若い職員を置いて、その担当が異動があったときには、その副担当がちゃんとした知識を持って、次固定資産の知識を持って対応したいというふうに思いますし、私も十分勉強して、チェックはしていきたいというふうに思いますけども、今の体制で、とにかく一生懸命勉強してやるということしか、今は申し上げるような状態ではございませんけども、そういうことで、今回も研修を県外のほうですけども、してくる予定でおります。

それから、今議長のほうから質問がございました。恐らく、登記にない家屋が中心だと思います。それについては、大きなお金を借りてするような場合は、当然登記を

すると思いますので、そういったケースというのは、ちっちゃな建物、倉庫だとか、そういったものだと思います。それについては、以前からも調査は現地調査しておると思いますけども、なお一層現地調査の回数をふやすとかということの強化を図って、十分課税漏れのないようにはしていきたいというふうに思うとります。ただ、今までの分についての一件一件課税漏れがあったらどうかというのは、ちょっとまだ今のところは考えておりませんが、そういったこともいろいろ協議はせないかなということも税務課内でも話し合っておりますので、そういったことで答弁させていただきます。

○議長（笹 公一君） 井出議員、いいですか。

○9番（井出美智子君） 今の答弁だと、そういうベテランはいないので、今の町の現行の体制でしっかり勉強してやっていくっていう答弁だったので、地籍、地番に詳しい人を雇うってような答弁は出なかったもので、また町長を含めて、きちっと、せっかくやるのだから、無駄のないように対応していただくように、重ねて要望して、終わりたいと思います。

○議長（笹 公一君） 要望でええですか。

○9番（井出美智子君） 要望。町長、どうでしょうか、一応やっぱり要望、議長がもうちょっと言えという視線を感じたので。

○町長（中田丑五郎君） 先ほど来、担当課長から申し上げますとおりでございます。固定資産税の専門的な知識を持った職員というのは非常に少ないというのが現状でございます。今回、それだけが事故の原因ではございません。少し注意すればできるべきことができてなかったというようなことも大きな原因でございますので、先ほど来申し上げますように、現有勢力の中でのチェック体制、そしてまたミスを起こり得る可能性は非常に多く出ております。この固定だけでなしに、いろんな事務事業にも出ておりますけども、そうしたことを未然に防ぐためにも、やっぱりチェック体制、それから緊張感を持って仕事をするということが非常に大事なことでございますので、今回もそれぞれの職員のところ、課内会議に出向きまして、そうしたことの注意も喚起をいたしておきまして、事故防止に努めていきたいというようなことでございます。

○議長（笹 公一君） いいですか。

○9番（井出美智子君） まあ、課長の負担が大きいので、頑張ってください。

○議長（笹 公一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ないようですので、以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

議案第1号、勝浦町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例について及び  
議案第2号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてを第二読会に付  
することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定  
します。

議事の都合により、15分まで休憩とします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

まず初めに、産業交流課長のほうから、先ほどの議案第1号の勝浦町地域活性化セ  
ンターの設置及び管理に関する条例の文字訂正がありますので。

産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 済いません、議案第1号、勝浦町地域活性化センタ  
ーの設置及び管理に関する条例につきまして、附則の下の括弧の中でございますが、  
「施行規則」となっておりますが、括弧の中「施行期日」と、済いません、文字訂正  
をさせていただきたいというふうに思います。申しわけございませんでした。

○議長（笹 公一君） 訂正した分は、ほんなら第二読会までに。そういうことす  
ので、よろしくをお願いします。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 次に、日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員会の定数については、委員会条例第3条の2第2項の規定により、4  
人となっております。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指

名いたします。

これより指名いたします。

1 番仙才守君， 3 番美馬友子君， 5 番松田貴志君， 9 番井出美智子君。

以上の方々を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。したがって、さように選任することに決定いたしました。

委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

議事の都合により、休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○議長(節 公一君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

委員長及び副委員長の選任について報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長に松田貴志君，副委員長に仙才守君。

以上の方々が選任されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○議長(節 公一君) 次に、日程第7，常任委員の選任を行います。

常任委員会の定数については、委員会条例第2条の規定により、議会広報常任委員会5人となっております。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

これより指名いたします。

議会広報常任委員に1 番仙才守君， 2 番松下一一君， 3 番美馬友子君， 5 番松田貴志君， 7 番国清一治君。

以上の方々を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議なしと認めます。したがって、さように選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長の選任については、先ほどの議運の選任と同様にしたいと思います。

議事の都合により、小休といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（筈 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

委員長及び副委員長の選任について報告がありましたので、ご報告いたします。

議会広報常任委員長に美馬友子君，同副委員長に松下一一君。

以上の方々が選任されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に、日程第8，特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

これより指名いたします。

東部広域農道整備促進特別委員会委員に1番仙才守君，4番麻植秀樹君，8番森本守君，10番大西一司君。

以上の方々を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように選任することに決定いたしました。

委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの4人の方で互選をお願いいたします。

議事の都合により、小休とします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（筈 公一君） それでは、再開いたします。

委員長及び副委員長の選任について報告がありましたので、ご報告いたします。

東部広域農道整備促進特別委員会の委員長に森本守君，副委員長に麻植秀樹君。

以上の方々が選任されましたので、ご報告いたします。

なお、防災対策特別委員会、地方創生特別委員会並びに勝浦病院改築特別委員会委員の委員長、副委員長の選任については議長一任の了解をいただいておりますので、私が決めさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議なしと認めます。したがって、各特別委員会の委員長、副委員長の選任についてご報告いたします。

防災対策特別委員会の委員長に麻植秀樹君、副委員長に国清一治君、地方創生特別委員会の委員長に大西一司君、副委員長に松下一一君、勝浦病院改築特別委員会の委員長に井出美智子君、副委員長に国清一治君。

以上の方々が選任されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○議長(筈 公一君) 次に、日程第9、小松島市外三町村衛生組合議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

2番松下一一君、10番大西一司君、それと私といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) よって、ただいま指名いたしました、以上の方々が、小松島市外三町村衛生組合議員に当選されました。

本日の議事日程はこれで終了いたしました。

以上で散会いたしますが、なお今お手元に先ほど1番議員の仙才議員から質問がありました税務課関係の資料が届いていると思いますが、お目通しください。

仙才さん、これでよろしいでしょうか。

以上で散会いたします。

お疲れさんでした。

午前11時27分 散会